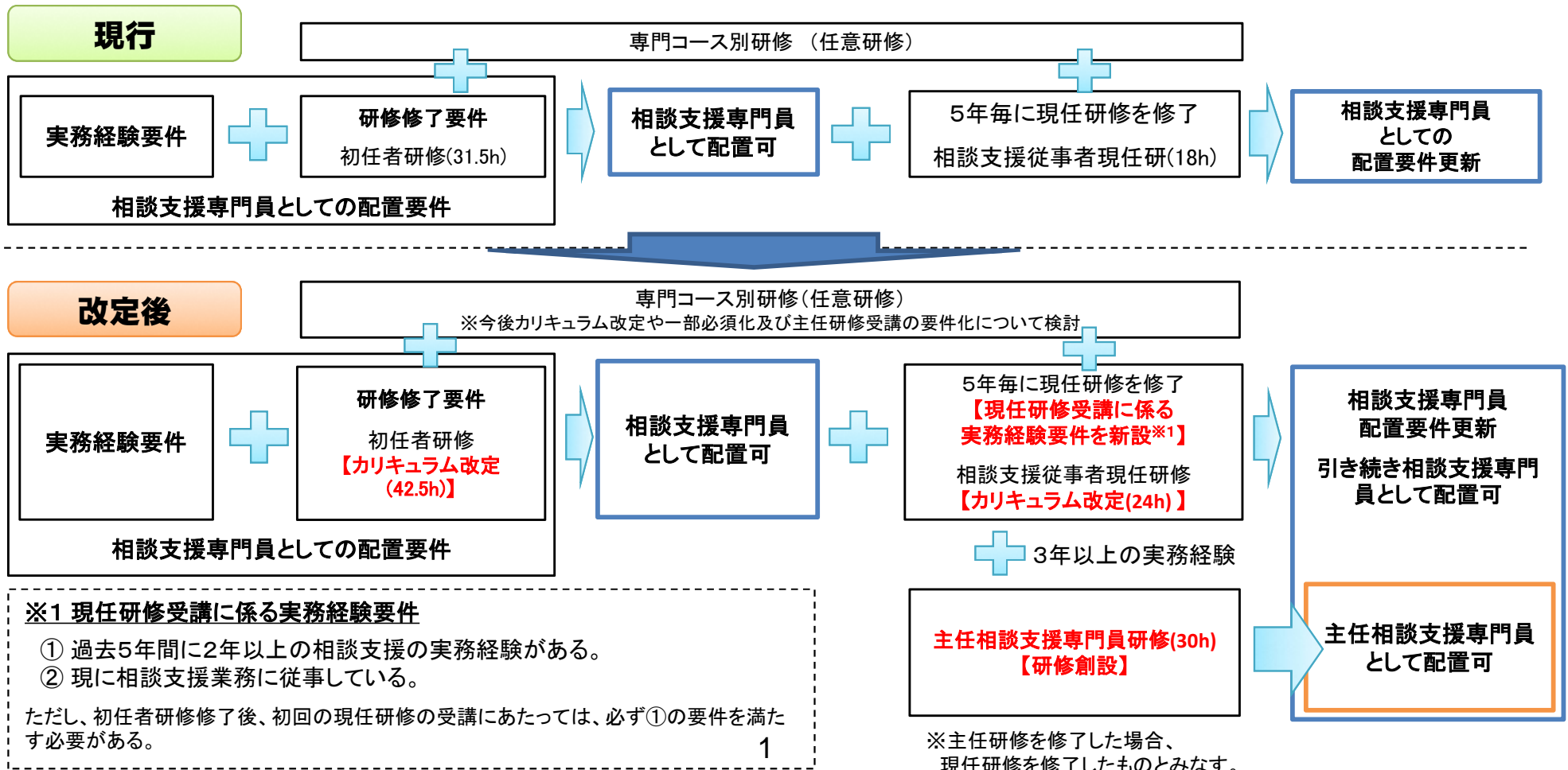


相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



相談支援専門員の実務経験要件について

以下の①～④のうち、いずれかに該当する者※A～Eの期間が重複する場合は、いずれかの期間のみを算定します

- ① Aの期間が3年以上ある者
- ② Bの期間とCの期間が通算して5年以上
- ③ Dの期間が通算して10年以上である者
- ④ Bの期間とCの期間とDの期間が通算して3年以上かつEの期間が5年以上ある

業務の範囲	従事内容		実務経験年数
相談支援業務	A	ア 平成18年10月1日に現に障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業、精神障がい者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに当該相談支援業務に従事した期間	3年以上
	B	ア 障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者	5年以上
		イ 児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者地域生活支援センター、知的障がい者更生相談所、福祉事務所の従業者	
		ウ 障がい児入所施設、障がい者支援施設、老人福祉施設(※5)、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設(※6)、介護医療院の従業者	
		エ 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者(※1)、Eの国家資格を有する者、上記アからウに掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る)。	
		オ 障がい者職業センター、障がい者雇用支援センター、障がい者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務の従事者	
		カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障がいのある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	
直接支援業務	I 障がい児入所施設、障がい者支援施設、老人福祉施設(※5)、介護老人保健施設(※6)、介護医療院、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係る施設の従業者 II 障がい児通所支援事業、障がい福祉サービス事業、老人居宅介護等事業(※7)の従業者 III 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者		5年以上
	C	上記I～IIIに掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務並びにその指導	
	1. 社会福祉主事任用資格を有する者(※1)		
	2. 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者(※2)		
	3. 保育士		
	4. 児童指導員任用資格者(※3)		
5. 精神障がい者社会復帰指導員			
D	上記I～IIIに掲げる施設において、Cの1～5の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	10年以上	
E	国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士	上記B～Dに従事した期間が通算して3年以上で、かつ国家資格による業務に従事した期間が5年以上	

<注意事項>

① 対象者について

身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者を指します

② 対象となる支援内容について

対象事業を実施する施設等には在籍していたが、相談支援業務または直接支援業務に従事していない場合は、実務経験には含まれません。

相談支援業務とは、日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務を差します。

直接支援業務とは、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務を指します。

③ 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。

(※1)社会福祉主事任用資格者

厚生労働省ホームページ:『社会福祉主事任用資格の取得方法』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

(※2)訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者

訪問介護員1級・2級課程、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、介護福祉士

(※3)児童指導員任用資格者

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下、同条例)第58条各号(下記参照)に該当する者

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

号	要件
①	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
②	社会福祉士の資格を有する者
③	精神保健福祉士の資格を有する者
④	学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

⑤	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
⑥	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑦	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑧	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業(※4)に従事したものの
⑨	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認められたもの (※養護教諭・栄養教諭を除く)
⑩	3年以上児童福祉事業(※4)に従事した者であって、市長が適当と認められたもの

(※4)児童福祉事業

社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業

第一種社会福祉事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障がい児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
第二種社会福祉事業	障がい児通所支援事業、障がい児相談支援事業、児童自立支援援助施設、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(※5)老人福祉施設

老人福祉法(昭和38年法律第133号)の第5条の3に規定される次の施設

老人福祉施設	・老人デイサービスセンター(介護保険法にいう「通所介護」等)、老人短期入所施設(介護保険法にいう「短期入所生活介護」)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
--------	---

(※6)介護老人保健施設

「老健(ろうけん)」とも言われ、介護保険が適用される介護サービスで、在宅への復帰を目標に心身の機能回復訓練を行う施設

(※7)老人居宅介護等事業

老人福祉法(昭和38年法律第133号)の第5条の2第2項に規定される、身体上または精神上的の障害のために、日常生活に支障がある人などを対象にして、居宅での入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談などの便宜を供与する事業(介護保険法にいう「訪問介護」等)

《その他留意事項》

○公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。(H18.8.24 主管課長会議資料)

○公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従業者について、次の要件をいずれも満たす場合に、上記BのAに準ずる事業の従事者として、相談支援専門員の要件として実務経験を満たすこととする。

- ・当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
- ・当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。(H23.10.26 事務連絡)

○国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 サビ管Q&Aを準用)

○実務経験となる障がい児関連施設として、児童相談所の他に、知的障がい児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、重症心身障がい児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)

○社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)